



クラウドファンディング補助金

起業・事業拡大を行う事業者に手数料の一部を補助します！

対象事業

- ①収益を目的とした継続的な事業のための資金調達であること
- ②購入型クラウドファンディングであること
- ③オールイン型もしくはオールオアナッシング型であること
- ④契約をクラウドファンディング仲介業者と締結していること

対象者

以下のすべてを満たす方

- (1) 中小企業者または創業予定者
- (2) 市内住所または市内に本店がある
- (3) 市内に事業所がある
- (4) 宇佐商工会議所、宇佐両院商工会、四日市商店街振興組合いずれかに加盟
- (5) 市税の滞納がない

補助額

- (1) 補助対象経費の2分の1以内
(千円未満切捨て)

補助対象融資上限額

20万円

補助対象経費

クラウドファンディング手数料
(決済手数料を含む)

注意事項

- (1) 今年度中のプロジェクトであること
- (2) 募集は予算に達し次第終了します

上記以外にも諸条件があります。詳細については下記へお問い合わせください。

宇佐市 商工振興課 商工労政係

宇佐市大字上田1030番地の1

TEL(0978)27-8166

必要書類

交付申請

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②事業報告書（様式第2号）
- ③許認可証（許認可が必要な事業を行っている場合）
- ④法人：登記事項証明書の写し
個人：住民票の写し
- ⑤市内に事業所を設置していることがわかる書類
（例：チラシ・パンフレット、HP、事業所外観写真等）
- ⑥市税の滞納のない証明（法人の場合は法人及びその代表者）
- ⑦手数料等領収書の写し
- ⑧クラウドファンディングによる資金調達が確認できるもの
- ⑨プロジェクトの実行が確認できるもの
※クラウドファンディングで集めた資金の資金使途が分かるもの（領収書等）
- ⑩暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書
- ⑪上水道料金、下水道使用料等納付状況調査同意書

※注意事項

- (1) 補助金の交付の対象は、今年度中にクラウドファンディングを行い、プロジェクトを完了する必要があります。（クラウドファンディングにより集めた資金で機械を購入する、イベントを行う等）
- (2) 事業完了後、交付申請書、事業報告書、写真、領収書等を提出して頂きます。
- (3) 本補助金は予算の範囲内とし、予算に達し次第公募は終了となります。